

- ◆ 重要！  
令和6年4月以降の労働条件明示事項



**重要!**

## 令和6年4月以降の労働条件明示事項

本紙 2023 年 12 月号でお知らせしたとおり、今年 4 月 1 日より、労働契約の締結時・更新時に明示すべき労働条件の項目が増えました。

令和 6 年 4 月 1 日以降に労働契約を締結・更新する際は、以下の項目を明示してください。

### ○労働契約の締結時・更新時に明示すべき事項

\* 下線部…令和 6 年 4 月から追加された事項

必ず明示しなければならない事項	定めがある場合に明示しなければならない事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 契約期間</li> <li>② 就業の場所、就業の場所の変更の範囲</li> <li>③ 従事すべき業務、従事すべき業務の変更の範囲</li> <li>④ 始業及び終業の時刻</li> <li>⑤ 休憩時間</li> <li>⑥ 所定労働時間を超える労働の有無</li> <li>⑦ (交替制勤務の場合のみ) 就業時転換</li> <li>⑧ 休日</li> <li>⑨ 休暇</li> <li>⑩ 賃金 (賃金の額、計算方法、支払方法、賃金締切日、賃金支払日)</li> <li>⑪ 昇給</li> <li>⑫ 退職に関する事項 (解雇の事由を含む)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑬ 退職金 (対象者、計算方法、支払時期等)</li> <li>⑭ 賞与等</li> <li>⑮ 最低賃金額</li> <li>⑯ 労働者に負担させる食費・作業用品等</li> <li>⑰ 安全及び衛生</li> <li>⑱ 職業訓練</li> <li>⑲ 災害補償</li> <li>⑳ 業務外の傷病扶助</li> <li>㉑ 表彰及び制裁</li> <li>㉒ 休職</li> </ul>

有期雇用労働者\*<sup>1</sup>、パートタイム労働者\*<sup>2</sup>に対しては、上記に加え以下の項目も明示が必要です。

有期雇用労働者	<ul style="list-style-type: none"> <li>㉓ 契約更新の有無、契約更新の判断基準</li> <li>㉔ 更新の上限 (通算契約期間又は更新回数の上限) の有無と内容 ★最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者にあらかじめ (新設・短縮をする前に) 説明する必要があります。</li> <li>㉕ (有期雇用特別措置法による特例の対象者のみ) 特例の内容、特定有期業務</li> </ul>
無期転換ルール* <sup>3</sup> により無期転換申込権が発生する契約の更新時	<ul style="list-style-type: none"> <li>㉖ 無期転換を申し込むことができる旨</li> <li>㉗ 無期転換後の労働条件</li> </ul>
有期雇用労働者 及び パートタイム労働者	<ul style="list-style-type: none"> <li>㉘ 昇給の有無</li> <li>㉙ 退職金の有無</li> <li>㉚ 賞与の有無</li> <li>㉛ 雇用管理の改善等に関する相談窓口</li> </ul>

※1 有期雇用労働者 …… 期間を定めて雇用される労働者

※2 パートタイム労働者 … 1 週間の所定労働時間が正社員より短い労働者

※3 無期転換ルール …… 有期労働契約が反復更新され通算5年を超えた場合に、労働者からの申し込みにより無期労働契約に転換されるルール (本紙 Vol.85 参照)

明示の方法

【①～⑩、⑫、㉓～㉕】 ⇒ 書面の交付等により明示する必要があります。

\*労働者が希望した場合には、FAX やメール等 (出力して書面を作成できるものに限る) による明示も可能です。

【⑪、⑬～⑲】

⇒ 明示方法に関する法的定めはありません。

書面の交付等のほか、『就業規則』に明示する等の方法が考えられます。

## 雇用契約書（記載例）

株式会社〇〇〇〇（甲）と従業員 〇〇 〇〇（乙）は、以下の条件により雇用契約を締結する。

契約期間	期間の定めなし（雇入日 令和6年4月1日） ※試用期間 〇か月 【期間の定めがある場合の例】 期間の定めあり（令和6年4月1日～令和7年3月31日） ※試用期間 〇か月 ①更新する場合があります ②契約の更新は次により判断する 勤怠状況、勤務態度、勤務成績、能力、契約期間満了時の業務量、会社の経営状況 ③更新上限の有無 有（通算契約期間3年まで） 【無期転換ルールにより無期転換申込権が発生する場合の例】 本契約期間中に会社に対して期間の定めのない労働契約（無期労働契約）の締結の申込みをすることにより、本契約期間末日の翌日（令和7年4月1日）から、無期労働契約での雇用に転換することができる。無期転換後の労働条件は別紙のとおりとする。
就業の場所	（雇入れ直後） 本社 （変更の範囲） 会社の定める営業所
従事すべき業務	（雇入れ直後） 営業 （変更の範囲） 会社の定める業務
始業・終業の時刻	始業 9時00分 終業 18時00分
休憩時間	12時00分～13時00分（60分）
所定時間外労働の有無	所定時間外労働、休日労働 有
休日	土曜、日曜、国民の祝日、年末年始、その他会社が休日と定める日
休暇	①年次有給休暇 労働基準法どおり（6ヵ月継続勤務した場合→10日） ②有給の休暇（慶弔休暇） ③無給の休暇（産前産後休業、生理休暇、育児休業、介護休業、子の看護休暇、介護休暇） ＊詳細は、「就業規則」第〇条～第〇条による。
賃金	①基本給（月給） XXX,XXX 円 ②諸手当 ・△△手当 月額 XX,XXX 円 ・通勤手当 月額 X,XXX 円 ③所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 ・時間外 所定超法定内0%、法定超 月60時間以内25%、月60時間超50% ・休日 法定休日35%、 ・深夜 25% ④賃金締切日 毎月15日 ⑤賃金支払日 毎月25日（金融機関が休日のときはその前営業日） ⑥賃金支払方法 金融機関口座への振込み ⑦賃金の改定 4月 ⑧賞与 原則として年2回（6月、12月） ⑨退職金 無
退職に関する事項	①定年制 有（60歳） ②継続雇用制度 有（65歳まで） ③自己都合退職の手続き 退職する1か月前までに届け出ること。 ④解雇の事由及び手続き 「就業規則」第〇条～第〇条による。
その他	＊雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口 人事部 山田太郎 TEL:XXXX-XXXX ＊その他の労働条件については、「就業規則」による。

年 月 日

（甲）東京都渋谷区代々木 X-X-X

株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

印

（乙）住所

氏名

印

**赤字部分**：令和6年4月1日からの追加項目。  
**黄色部分**：有期雇用労働者・パートタイム労働者に対し書面で明示しなければならない項目。

### ＊あおぞらスタッフだより＊

春のお彼岸には、この時期に咲く牡丹にその名が由来するぼたもちが店先に並びます。小豆の赤色には「邪気払い」の効果があり、古くから縁起物として親しまれてきました。ぼたもちはこしあん、秋のお彼岸で食べるおはぎは粒あんで作ることが多いそうです。

